

令和 8 年度最低賃金とシフト制留意事項・危険運転致死傷罪見直し

1. 令和 8 年度の地域別最低賃金

政府は昨年まで掲げていた「2020 年代に全国平均 1,500 円」という目標を、「遅くとも 2030 年代前半、できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」(骨太の方針 2026)と変更し、目標達成時期を後ろ倒しにしました。

7月28日に出された中央最低賃金審議会による引上げ額の目安は、昨年度の目安は下回るものの、引き続き高水準の引上げです。

その後の地方最低賃金審議会の答申結果を以下にお知らせします(首都圏のみ)。今後、異議申出に関する手続きを経て決定されます。10 月に確定情報を確認しご対応ください。

<首都圏の答申状況>

都道県名	時間額(現行+引上額)、発効日
東京都	1,280 円 (1,226 円+54 円) 10/1
神奈川県	1,279 円 (1,225 円+54 円) 10/1
埼玉県	1,196 円 (1,141 円+55 円) 10/1
千葉県	1,195 円 (1,140 円+55 円) 10/1
茨城県	1,136 円 (1,074 円+62 円) 10/18
栃木県	1,125 円 (1,068 円+57 円) 10/1
群馬県	1,120 円 (1,063 円+57 円) 10/3
山梨県	未定(現行 1,052 円)※8/27 時点

2. シフト制留意事項の変更

「シフト制」は、所定労働日・時間を労働契約締結時ではなくシフト表などにより決めるものと言われており、厚生労働省は6月19日に「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の

適切な雇用管理を行うための留意事項」を改正しました。なかでも年次有給休暇は大きく変更されています。

本来は継続勤務6カ月経過日から1年ごとの各期間の初日(基準日)での所定労働日数により年次有給休暇の付与日数を判断しますが、多くのシフト制では勤務日が確定していません。留意事項では、所定労働日数を算定しがたい場合には前年の労働日数の実績(雇入れ6カ月経過後の場合は、前6カ月間の労働日数の実績を2倍した日数)にて算出してよいとの記載がなされました。

また、「目安となる労働日数」が定められ(留意事項では推奨)、その目安で算定した年次有給休暇の日数が、実績でのそれを上回る場合に限り、目安による労働日数を用いて付与日数を算出して差し支えないとされています。

シフト制の年次有給休暇については問題が生じやすく、運用について再度ご確認ください。

3. 危険運転致死傷罪の改正施行

自動車運転死傷処罰法が改正され、本年7月21日から施行されています。「アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態」と認定する要件が明確化、また類型が追加されています。自動車を業務に使用している場合には、あらためて速度基準、アルコール基準を確認し、必要に応じて規程や教育に反映ください。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX03-3369-2711